

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、子ども・若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないよう、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

2 重視する視点

子どもの貧困の解消に向けて、次の4つの視点を重視して施策を推進します。

(1) こども・若者が幸せな状態で成長できるための支援の推進

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるようにするための前提です。こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

(2) 切れ目のない支援の推進

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく影響を受け、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの家庭の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、施策を推進します。

(3) 社会全体で取組を推進

子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、活力ある社会の創造につながります。こども・若者や子育て当事者をめぐる課題は深刻化・複合化している中、子どもの貧困は、その家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力し、社会全体で子どもの貧困の解消に向けて取り組みます。

(4) アクセシビリティの充実

こども・若者や子育て当事者に支援を届けるにあたっては、そもそも支援が必要な状況であることが自覚できていない、相談先や利用できる資源の情報を知らない、知っていたとしても手続きが複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていない場合があることにも留意する必要があります。こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、情報が分かりやすくまとめて確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとって馴染みやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化を通じた利便性の向上に取り組みます。

3

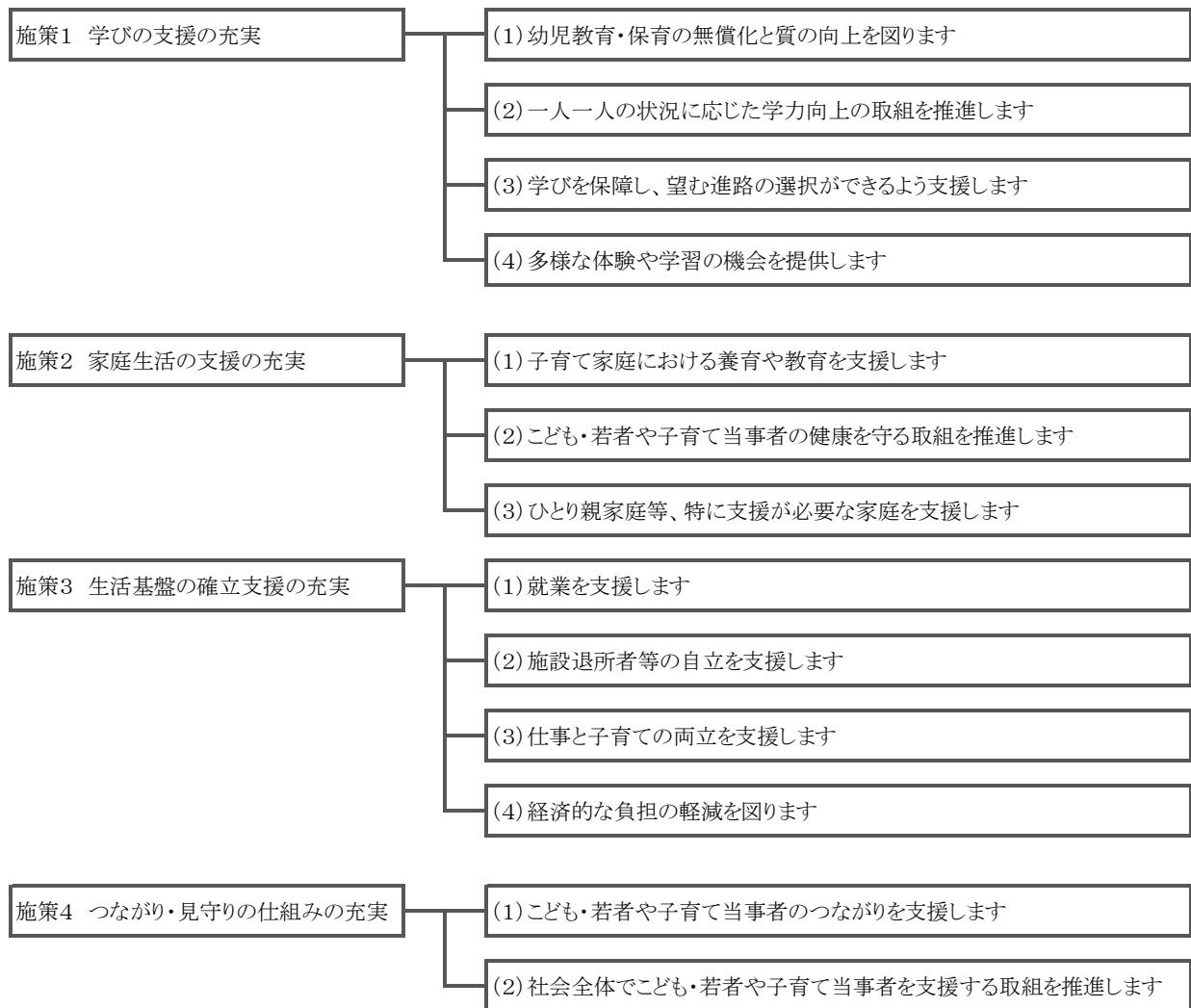
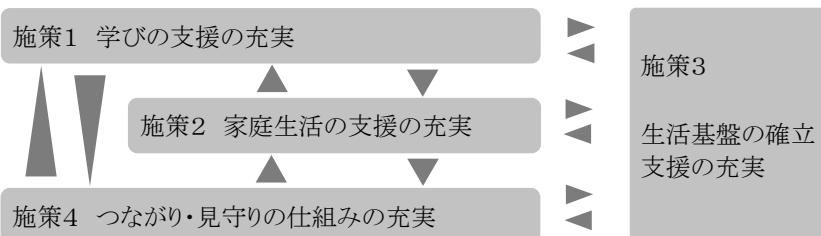
施策体系

基本理念の実現に向け、以下の考え方に基づき、4つの施策に沿って事業・取組を推進します。なお、この4つの施策は、それぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を生むことを想定しています。

施策1	<p>《学びの支援の充実》</p> <p>家庭の経済状況などの生活困窮に起因する様々な生活上の困難は、子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題を生じさせています。貧困や貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、幼児期から高等教育段階まで質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦し、自らの可能性を追求していくよう、未来を切り拓いていくれる力を身につけることが何よりも重要です。</p>
施策2	<p>《家庭生活の支援の充実》</p> <p>貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約します。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は様々な要因が複合的に重なり合って様々な形で表出しますが、こども・若者への支援に加え、保護者の妊娠・出産期からの相談支援をはじめとする生活の安定に資する支援の充実を図ることが重要です。</p>

施策3	<p>《生活基盤の確立支援の充実》</p> <p>保護者の就業支援は、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から大変重要です。さらに、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援とともに、仕事と両立して安定してこどもを育てられる環境の充実も必要です。</p> <p>また、施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就職や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないなどといった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、一人一人段階を経て自立をしていけるよう、支援の充実が必要です。</p>
施策4	<p>《つながり・見守りの仕組みの充実》</p> <p>経済的に困窮しているこども・若者や子育て当事者は、交友・交流関係にも様々な影響を及ぼし、悩みや課題について一人で抱え込むなど社会的に孤立する傾向にあり、周囲の支援を受けていない状況が見られます。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを社会全体で広く共有し、このような状況にあるこども・若者や子育て当事者が必要な支援を受けつつ、地域や社会とつながりをもって、安心して暮らせることが必要です。</p>

施策体系の関係(各施策は互いに連携し相乗効果が生みだされるよう取り組む)



施策1 学びの支援の充実

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保できるよう取り組むとともに、適切な進路選択ができるよう取り組みます。

(1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、就学前教育カリキュラムの一層の普及・活用を促進することや、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深めるとともに、就学前施設における保育内容等全般に関する研修・研究を実施するなど、就学前教育における取組を充実し、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていく取組を推進します。

また、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、経済的な負担軽減に取り組みます。

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します

義務教育は、乳幼児期の学びを生かし、義務教育以降の学力向上や人間形成につなげ、社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得する大切な場です。

また、すべての子どもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくことも必要です。

そのため、児童・生徒一人一人のそれぞれの抱える課題や実情に応じたきめ細かな指導や継続的な支援を行うことを通じて、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための取組を充実するなど、学力の向上に取り組みます。

(3) 学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します

子どもが安心して通学できるようにするために、その在籍する学校において、明るく落ち着いた教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友人と交流しながら、心身ともに健全に成長できるよう取り組むことが必要です。

一方で、不登校をはじめとして、いじめや対人関係、学習、進路などの様々な悩みや課題を抱えた子ども・若者が存在しており、そこに至る原因や背景は多様化・複雑化していることから、引き続き相談しやすい体制の充実を図るとともに、学校や区役所、関係機関等がより緊密に連携し、適切な支援に取り組みます。

また、子ども・若者が自らの適性等を理解した上で、望む進路の選択ができるよう、きめ細かな相談支援に取り組みます。

(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

こども・若者は、自然体験や生活体験などの多様な実体験や、異年齢層など幅広い人との交流を通じて、生きていく上で必要となる様々な力を培いながら成長していきます。

多様な体験や学習の機会を得るようにするため、企業や文化的資産、多彩な人材など多種多様な社会資源をこども・若者の成長に生かす取組を推進するとともに、身近な地域においても、多様な体験や学習ができる活動が活発に展開されるよう取り組みます。

こうした取組を通じて、こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう取組を推進します。

施策2 家庭生活の支援の充実

こどもの育ちには保護者・養育者の育ちも必要です。子育てと家庭教育の双方の観点で、こどもとともに育つ保護者・養育者への支援・応援をきめ細かに行い、そのウェルビーイングと成長をすべての人で支えることが重要です。

また、子育て当事者が、身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てることができ、どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つことができるような支援が必要です。

そのため、家庭の経済状況やこども・若者を取り巻く家庭環境にかかわらず、こども・若者一人一人が健やかに成長できる養育や教育環境が整えられるよう取り組みます。

(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

在宅で子育てをしている家庭を含めてすべてのこどもと家庭を対象として、個別のニーズに応じた様々な子育て支援を充実させていく必要があります。

そのため、各区保健福祉センターにおいて、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、地域や関係機関が連携し、身近な地域において適切な相談や支援が受けられるよう取り組みます。さらに、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応した支援サービスの充実に取り組みます。

また、家庭・保育所・学校園・子育て支援機関・地域が連携して、こどもの発達や生活習慣の獲得など、家庭教育の重要性について保護者に確実に届けられるよう、様々な機会を捉えて周知・啓発を図り、家庭においてこども・若者の発達段階に応じた適切な養育や教育ができるよう支援します。

(2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します

生涯を通じて心身ともに健やかであることは、幸せな暮らしの原点です。

妊娠期から子育て期に至るまでの様々な機会を捉えて支援が必要な方を早期に把握し、こどもや子育て当事者が必要な支援や医療を受けられるよう関係機関と連携して取り組みます。

また、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、望ましい食生活など健康的な生活習慣を心掛け、健康を管理する能力を形成することが重要です。特に、思春期は、健全な発育を遂げ、生涯にわたる健康づくりの基盤をつくる時期であるとともに、自らが親となるための準備期間としても非常に重要な時期です。思春期特有の悩み等についての相談体制を確保し、生命の尊さや性への正しい理解を深めるため、家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組を推進します。

(3)ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、常に時間に余裕のない状態、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てない状況にあります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭のそれぞれの状況に応じて、必要な支援につなげることができるよう当事者に寄り添った支援の充実を図ります。

また、養育費は子どもの監護や教育のために必要な費用であり、養育費の受け取りは子どもの重要な権利です。そのため、子どもにとって不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取り決めの促進について強化を図ります。

さらに、予期せぬ妊娠等に悩む妊婦等に対しては、妊娠期から寄り添った相談支援等を行うとともに、とりわけ行政とのつながりが希薄であることが課題となっている、10代・20代といった若年のひとり親家庭に関しては、孤立を防ぎ、確実に必要な支援や行政サービスにつなげができるよう施策の充実を図ります。

施策3 生活基盤の確立支援の充実

経済的困窮は、子どもの貧困問題の根幹にある課題であり、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、経済的に厳しい状況が見られるひとり親世帯など個々の世帯の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援が必要です。

そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、各種サービスの自己負担の軽減を含む経済的支援の充実に取り組むとともに、各種支援制度を必要とする子ども・若者や子育て当事者に、より効果的・確実に届くように取り組みます。

(1)就業を支援します

就業は、経済的な自立につながるものであると同時に、社会とのつながりを構築し、自己実現を図る上でも大切ですが、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親世帯や、働くことについて様々な悩みを抱えている若者、生活上の困難を抱える子育て当事者など、安定した就業に至らず、将来への不安を感じている人が多く存在しています。就業により一定の収入を得て、生活の安定が図られるよう、企業の理解と協力も得ながら、就業を支援するとともに、就業が定着するよう支援します。

子育て当事者の就業支援は、安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援とともに、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境の充実を図り、ひとり親世帯はもちろんのこと、ふたり親世帯についても生活が困難な状態にある家庭については、子育て当事者の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組みます。

若者に対する就業支援については、貧困の連鎖を自ら断ち切り、職業的自立を果たすことができるようにするため、きめ細かな支援を行うとともに、こうした支援情報が若者に届くよう、情報発信の強化に取り組みます。

(2)施設退所者等の自立を支援します

児童養護施設、母子生活支援施設等の退所者は、様々な事情により、心理的なケアを必要とする者の割合が高く、職場の人間関係や金銭関係等の課題など、自立にあたって困難を抱える場合が多く見られます。退所児童や退所母子が円滑に自立生活を営むには、入所期間中からの自立支援と退所後のアフターケアによる一貫した継続的な支援が必要です。

このため、児童養護施設、母子生活支援施設等に退所前の自立支援及び退所後のアフターケアを担う専任の自立支援担当職員を配置し、施設退所前後の一貫した継続的な支援を行います。また、児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言を行う相談支援等の充実に取り組みます。

(3)仕事と子育ての両立を支援します

子育て世帯においては、就業により一定の収入を得て、生活の安定を図ることが重要であるとともに、収入面だけではなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することが、こども・若者の健やかな育ちには欠かせません。

そのため、仕事を無理なく継続できるよう、多様なニーズに対応する子育て支援サービスや学齢期の放課後活動の充実など、仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組みます。

(4)経済的な負担の軽減を図ります

本市では、国の制度に加え、こども医療費助成や保育料の負担軽減、学校給食費の無償化、各種制度の利用料減免等、子育てに伴う経済的な負担の軽減に取り組んでいます。

実態調査において、「電気・ガス・水道などが止められた」や「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」など、ライフラインに関わる生活上の困難の経験に比べ、「おこづかいを渡すことができなかつた」や「新しい服や靴を買うことができなかつた」、「習い事や学習塾に通わすことができなかつた」などのこどもにできなかつた経験における改善の割合が小さくなっている傾向が見られました。

そのため、家庭の状況にかかわらず、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、子育てや教育に関する経済的な負担の軽減に引き続き取り組みます。

施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い、人ととのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向はこども・若者や子育て当事者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、保健、医療、福祉、就労など関係機関との連携により、困難な状況にあるこどもを早期に把握し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けるとともに、こども・若者や子育て当事者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう取り組みます。また、地域において、こども・若者や子育て当事者を支援するため、様々な活動主体が取組を行っており、さらなる活性化が図られるよう取り組みます。

(1) こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します

日常生活は社会との関わりの中で成り立っているものであり、社会の一員として生きていく上で、他者とのつながりは欠かせないものです。

こども・若者や子育て当事者が、地域社会の中で様々な活動を通して他者とつながり、他者との交流が深まるよう取り組むとともに、誰にも相談できないまま孤立することがないよう、こども・若者や子育て当事者の立場に立った支援に取り組みます。

(2) 社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

こどもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。本市では、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、平成30年度から大阪市こどもサポートネットをモデル7区で実施し、令和2年度より全区展開しています。学校と区役所の協働でアセスメントを行い、適切な支援先につないでいますが、問題が複合的に絡み合っており課題解決に至らない世帯も存在します。そのため、さらに利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細かな充実した寄添い型の支援を行えるよう、サポート体制の強化を図ります。

また、すべてのこども・若者や子育て当事者が、身近に安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要なため、こども食堂など地域の居場所の自主的・自発的な活動が安心・安全に取り組まれるよう引き続き側面的支援を行うとともに、こども・若者や子育て当事者とこども食堂等の活動団体が、お互いに安心してつながることができるよう、広報・周知活動の充実を図ります。

さらに、市民や地域団体をはじめ、企業や社会福祉法人、NPOなど多様な主体がこどもの貧困問題に取り組む機運を醸成し、デジタル技術も活用しながら社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します。

基本理念の実現に向け、家庭の経済状況により子どもの生活が制約されることなく夢や希望を持ち挑戦できているか、支援を必要としている人に必要な支援が届いているかといった観点から数値目標を設定するとともに、子ども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標を設定します。

(1) 目標の設定

めざす姿	実態調査等のアンケート項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
「子ども食堂などへの参加を希望している子どもが、参加できている状態」	子ども食堂などの利用状況 (利用したことがある割合) (困窮度I～III)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度I 13.2% 困窮度II 10.8% 困窮度III 11.6%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度I 30.4% 困窮度II 28.4% 困窮度III 28.7%
「経済的な状況にかかわらず、学習塾や習い事に行きたくと思う人が行ける状態」 ・学習塾とは、学習塾・進学塾、家庭教師、通信制の家庭学習教材など ・習い事は、英会話・そろばん・絵画・音楽・習字・スポーツなど	学習塾や習い事の利用状況 (学習塾等、習い事をしていない割合) (困窮度I～III)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度I 31.4% 困窮度II 25.1% 困窮度III 22.0% (参考) ・中央値以上 11.8% ・小中計のうち、学習塾等、習い事をしていない割合 18.7%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度I～III それぞれ、18.7%
「子どもにとって不利益が生じることがないよう、養育費の履行が確保できている状態」	母子家庭における養育費の受領率※2	取り決めの有無にかかわらない養育費の受領率(母子家庭) 26.8%	36.3%
		取り決めがある場合の養育費の受領率(母子家庭) 57.4%	66.4%
「就学援助制度の対象であるにもかかわらず利用できていない状態の改善」	就学援助を利用しなかつた理由 (利用したいが制度を知らなかった・利用しにくいと回答した割合) (困窮度I～II)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度I 12.9% 困窮度II 7.0%	《小5・中2のいる世帯》 困窮度I 8.8% 困窮度II 6.1%

※1 子どもの生活に関する実態調査 ※2 ひとり親家庭等実態調査

(2) 指標の設定

こども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標		現状値
妊娠期・乳幼児期	妊娠 11 週以内の妊娠届出率	96.0% (R5)
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の教職員・保育者の割合	公立 100% (R5) 民間 59.8% (R5)
小学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	84.1% (R6) ※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童の割合	13.7% (R6) ※3
	不登校の割合	1.97% (R5) ※4
	朝食を毎日食べている児童の割合	80.9% (R6) ※3
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している児童数	6,015 人 (R5)
	スクールカウンセラーに相談を行った児童数(延べ人数)	8,725 人 (R5) ※7
中学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	82.2% (R6) ※3
	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	63.1% (R6) ※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない生徒の割合	10.7% (R6) ※3
	不登校の割合	9.61% (R5) ※4
	朝食を毎日食べている生徒の割合	75.0% (R6) ※3
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.21% (R5) ※5
	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後)	0.84% (R5) ※5
	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	97.96% (R5) ※6
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している生徒数	3,616 人 (R5)
	スクールカウンセラーに相談を行った生徒数(延べ人数)	8,486 人 (R5) ※7
高校生以上	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	49.17% (R5) ※5
	生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後)	36.27% (R5) ※5
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.97% (R5) ※5
	児童養護施設の子どもの大学等進学率	20.45% (R5) ※6
	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)	65.91% (R5) ※6
	社会的養護経験者に対する継続支援計画の作成率、件数	100%、98 件 (R5)
ひとり親	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	50.7% (R5)
	児童扶養手当受給者における養育費を受領している方の割合	14.8% (R5)
社会全体	子どもの貧困問題について関心がある市民の割合	28.2% (R6) ※8
	大阪市こどもサポートネットで支援につないだ割合	95.4% (R5)

※3 全国学力・学習状況調査 ※4 生活指導に関する調査(大阪市調査) ※5 令和6年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分 ※6 令和6年5月1日現在雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分 ※7 「令和5年度スクールカウンセラー等活用事業」に係る実態調査(義務教育学校除く) ※8 民間インターネット調査

(3) 目標設定の考え方

ア こども食堂などへの参加を希望している子どもが、参加できている状態

(こども食堂などの利用状況)

地域の方々などが自主的・自発的に運営をされている低額もしくは無料で食事提供などを行うこども食堂などの子どもの居場所は、こどもたちが、学校でも家庭でもない居場所を通して地域のおとなど関わることで、安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができる場として、重要な地域資源のひとつとなっています。

また、こども・若者に限らず、保護者や高齢者などの地域住民が交流する場として広く活用されている居場所もあるなど、趣旨や目的、利用対象者などは様々です。一方、困難を抱えるこどもや保護者が行政サービス等の支援につながるきっかけとなる場にもなっています。

本市におけるこども食堂などの利用率は、全国と比べると高い傾向にあります。しかしながら、困窮度Ⅰ群の13.2%がこども食堂などを「利用したことがある」と回答している一方、17.2%のこどもが「利用したことがない(あれば利用したい)」と回答しており、これらをあわせて30.4%のこどもがこども食堂などの子どもの居場所に参加できている状態をめざし、目標値として設定します。

困窮度Ⅱ群においては、「利用したことがある」割合が10.8%、「利用したことがない(あれば利用したい)」割合が17.6%のあわせて28.4%を、困窮度Ⅲ群においては、「利用したことがある」割合が11.6%、「利用したことがない(あれば利用したい)」割合が17.1%のあわせて28.7%をそれぞれ数値目標として設定しました。

イ 経済的な状況にかかわらず、学習塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態

(学習塾や習い事の利用状況)

学習塾や習い事は、現在では多くの子どもが利用し、学校の授業以外の学びや好きなことを見つけるきっかけづくりの場にもなっています。

また、実態調査の結果から、学習塾や習い事に行く経験の差が、「自分に自信がある」や「将来の夢や目標を持っている」などの自己肯定感や自己有用感等にも影響を与えていていることが考えられ、結果として将来の進路の選択肢が広がることが期待できます。

さらに、実態調査においては、「授業以外の勉強時間」や「読書時間」は、困窮度が高くなるにつれ、「まったくしない」と回答した割合が高くなっています、「学習理解度」についても、困窮度が高くなるにつれ、「よくわかる」と回答した割合が低い傾向がありました。また、困窮度が高くなるにつれ、放課後に「塾や趣味などを含む習い事を行っている」と回答した割合が低いといった傾向が見られました。家庭の経済的困窮は、こどもから学習や体験の機会を奪うことにつながり、これらの機会の格差は子どもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことも考えられることから、経済的な状況にかかわらず、塾や習い事に行きたいと思う人が行ける状態をめざし、目標値として設定します。

実態調査における学習塾や習い事をしていない割合は、全体で18.7%、困窮度別に見ると、困窮度Ⅰ群31.4%、困窮度Ⅱ群25.1%、困窮度Ⅲ群22.0%、中央値以上群は11.8%となっています。

そのため、困窮度Ⅰ群からⅢ群における学習塾や習い事をしていない割合について、18.7%以下を数値目標として設定しました。

ウ こどもにとって不利益が生じることがないよう、養育費の履行が確保できている状態

(母子家庭における養育費の受領率)

養育費は、こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用のことと、食費や教育費、医療費などがこれに当たります。こどもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、父母の生活に余力がなくとも自分と同じ水準の生活を保障する必要があります。こどものためのものであり、こどもにとって不利益が生じることのないよう、養育費確保の取組を進めることが重要です。

国においては、令和13年時点での母子家庭における養育費の受領率を、養育費の取り決めの有無にかかわらない受領率として40.0%、うち養育費の取り決めがある場合の受領率を70.0%として目標設定しています。

令和5年度のひとり親家庭等実態調査をもとに算出した本市の母子家庭における取り決めの有無にかかわらない養育費の受領率は26.8%、取り決めがある場合の養育費の受領率は57.4%となっており、さらなる養育費の履行が確保できている状態をめざし、目標値として全体の受領率を36.3%、うち養育費の取り決めがある場合の受領率を66.4%とします。

エ 就学援助制度の対象であるにもかかわらず利用できていない状態の改善

(就学援助を利用しなかった理由)

就学援助制度は、経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するための社会保障制度として重要です。

困窮度別に見た就学援助の受給状況は、困窮度Ⅰ群で23.8%、Ⅱ群で37.6%が、「利用したことがない」という状況でした。利用しなかった理由としては、「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多く、また、「制度を知らなかった」の割合が困窮度Ⅰ群では4.1%、Ⅱ群では0.9%と、割合としては低いものの一定数見受けられました。

そのため、就学援助制度の対象であるにもかかわらず、利用できていない状態を改善することをめざし、困窮度Ⅰ群において、「制度を知らなかった」、「手続がわからなかったり、利用しにくい」と回答した割合をあわせた12.9%を現状値として、制度周知の充実の効果を反映し、知らないと回答した4.1%相当分を改善させるため、目標値を8.8%として設定しました。

また、困窮度Ⅱ群においても同様に、「制度を知らなかった」、「手續がわからなかったり、利用しにくい」と回答した割合をあわせた7.0%を現状値として、制度周知の充実の効果を反映し、知らないと回答した0.9%相当分を改善させるため、目標値を6.1%として設定しました。